

広げよう 地域に根ざした思いやり

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

—お気軽にご相談ください—
上毛町には、27名の民生・児童委員がいます。
民生・児童委員は厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの担当地区でお困りごとの相談や支援活動を行っています。

民生委員の主な活動内容
1 ひとり暮らしの高齢者世帯等を訪問し、安否確認等の活動を通して、住民の実態や福祉ニーズの把握に努めています。
2 地域住民の身近な相談相手となって、情報の提供や問題解決の援助を行っています。
3 社会福祉制度やサービスについて、その内容や情報を地域住民に提供しています。
4 住民が個々の福祉ニーズに応じた福祉サービスが受けられるよう関係行政機関等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をしています。

各地区の民生委員・児童委員を紹介します。

氏 名	担 当 地 区	氏 名	担 当 地 区
藤 本 和 彦	西友枝1・2区	竹 田 トシ子	矢方・緒方
荒 巻 三枝子	西友枝3・4区	上 西 久美子	成恒上・下
藤 野 恭 子	土佐井(東 中 西)	高 野 賢 一	大ノ瀬・ハツ並
飯 田 豊 子	土佐井(新谷 下田井)	馬 場 正 彦	安雲東・西
三 谷 友 子	東上1・2区	中 森 眞智子	尻高上・中・下
松 本 二三年	東上3・4区	筒 井 孝 子	宇野松本・西区
友 野 清 隆	東下	熊 谷 邦 子	宇野東区・宇野垂水
有 松 快 造	原井・有野	井 上 節 子	垂水上・中区
百 留 義 信	百留・上唐原南区	北 代 洋 子	垂水下区
榎 垣 一 彌	上唐原北区	中 原 剛	吉岡・中村
臼 田 芳 子	下唐原東区	磯 貝 良 洋	※主任児童委員(南吉富地区)
東 一 成	下唐原西1区	大 森 恭 子	※主任児童委員(西吉富地区)
末 廣 恒 和	下唐原西2区	※主任児童委員は児童福祉に関する事項を専門的に担当します。	
太 田 成 子	※主任児童委員(友枝地区)	●問い合わせ先 健康福祉課 福祉医療係	
田 井 真由美	※主任児童委員(唐原地区)	TEL 72-3111(内線167)	

「子ども手当」が4月からはじまりました

○子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、子どもを養育している親等に、**中学校を卒業するまでの子ども1人につき、月額1万3千円(平成22年度)**を支給する制度です。

○お支払いは、**年3回(6月、10月、2月)**で、前月分までの手当をお支払いします。

○平成22年度は子ども手当が支給されるため、児童手当は支給されません。

ただし、平成22年6月に限り、平成21年度分の児童手当(平成22年2月分と3月分)が支払われます。

《3月31日現在、児童手当を受給されている方》

中学生の子ども 『額改定認定請求書』の提出が必要

小学生以下の子ども **新たな手続きは不要**

※4月に中学生になる子ども(3月まで児童手当の対象だった子ども)についても手続きは不要です。

《3月31日現在、児童手当を受給されていない方》

中学生の子ども 『認定請求書』の提出が必要

《子どもが生まれた方》

子どもが生まれたときは、『認定請求書』(既に子ども手当を受給している兄弟がいる場合は『額改定認定請求書』)の提出が必要です。原則として請求のあった月の翌月分から手当が支給されます。※この場合、申請猶予期間(9月30日まで)の対象ではありませんので、お早めの申請をお願いします。

子ども手当の趣旨について

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもとに支給するものです。

子ども手当を受給された方には、子ども手当の趣旨に従って、子ども手当を用いなければならない責務が法律上定められています。

特に子どもの育ちに係る費用である学校給食費や保育料などを滞納しながら、子ども手当が子どもの健やかな育ちと関係のない用途に用いられることは、法の趣旨にそぐいません。

※公務員の方は勤務先での手続きとなりますので、勤務先にご確認ください。

※転居によりお住まいの市区町村が変わった場合には、転居先の市区町村へ申請が必要となります。

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線142)

平成22年度 上毛町少年海外体験学習事業 「オーストラリア友好の翼」 団員募集

オーストラリアに行こう!!

2010年夏、オーストラリアのケアンズへ行きませんか!!
8日間の海外研修は、オーストラリアの人々、言葉、現地の学校、そしてホストファミリーとの触れ合いなど、異国の文化を体験できるチャンスです!!

8月17日(火)～24日(火)

- 訪問先 / オーストラリア ケアンズ
- 対象者 / 上毛町在住の小学6年生と中学生(1～3年)
- 募集人員 / 16名(応募者が多い場合は抽選を行います。)
- 参加費 / 50,000円※パスポート申請・傷害保険料として別途20,000円程度必要です。
- 研修内容 / ①現地小学校との交流
②一般家庭でのホームステイ
③文化施設等の視察研修
- 申込方法 / 申込用紙と作文(原稿用紙1枚程度)を教務課 社会教育係へ提出してください。
※申込用紙等は、教務課及び各小学校、中学校に用意しています。
作文の題は、「オーストラリア友好の翼で学びたいこと」
- 申込期間 / 5月10日(月)～5月18日(火)



クレートバリアリーフ



パームコーブ



オーストラリアの地図

■主催/上毛町国際交流推進協議会 ■共催/上毛町・上毛町教育委員会
■申し込み・問い合わせ先/上毛町国際交流推進協議会事務局(上毛町教育委員会 教務課 社会教育係)
TEL 72-3111(内線172～174) FAX 84-8021



上毛町立 国民健康保険直営診療所 特別養護老人ホーム「たいへい苑」 ディサービスセンター「さざんか荘」の 移譲先法人を公募します。

～きめ細やかで質の高いサービスの提供を目指して～

－ 公募の主旨 －

上毛町では、町行政改革大綱の基本方針にそって、公共施設の統廃合や運営形態の見直しを行い、時代と環境の変化に的確に対応した行政運営を推進しています。

その一環として、町直営の診療所と町社会福祉協議会で運営している「たいへい苑」及び「さざんか荘」の町立3施設を、民間の社会福祉法人等へ一括移譲することとし、民間のもつノウハウや創意工夫を最大限に活かした、より高いレベルでの地域医療や高齢者福祉サービスの提供を目指します。

施設の移譲にあたりましては、民間の社会福祉法人等から事業提案を求め、時代に即した質の高い医療・介護サービスの提供が実現可能な意欲ある運営事業者を選定するため公募を実施します。

◇公募概要は次のとおりです。

- 施設移譲予定年月日 平成23年4月1日(木)
- 施設移譲方法 1)建物及び備品類については無償譲渡
2)土地については有償譲渡(10年以内の購入を条件に無償貸付ができます)
- 応募資格 現に社会福祉事業等を営み、安定的な経営が行われている福岡県内に主たる事務所を有する社会福祉法人で、老人福祉や地域医療の推進に熱意があり、町が指定するサービスの提供が可能な法人。(医療法人を含むグループ経営も可とします)
- 募集要項・応募書類の交付 1)5月10日(月)～5月31日(月)(土曜・日曜を除く8:30～17:15)
2)交付場所 健康福祉課(下記応募書類提出先に同じ)(※町ホームページからもダウンロードできます)
- 応募手続等 1)6月1日(火)～6月30日(水)(土曜・日曜を除く8:30～17:15)
2)応募書類の提出方法 下記提出先に直接持参とする。

－ 応募書類提出先 －

〒871-0992 福岡県築上郡上毛町大字垂水1321番地1
上毛町役場 健康福祉課 福祉医療係
URL <http://www.town.koge.lg.jp/>

●問い合わせ先 健康福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線160)

後期高齢者医療制度に加入しているみなさんへ

後期高齢者医療制度の保険料についてお知らせします

均等割額と所得割額算定のための所得割率が改正されました

後期高齢者医療制度の保険料率は2年に一度改正することとされており、制度開始以来、初めての保険料率の改正が行われました。

その結果、平成22年度及び平成23年度の均等割額と所得割率は右図のとおりとなりました。(福岡県内全区域で保険料率は均一です)

	均等割額(年額)	所得割率	賦課限度額
平成22・23年度	52,213円	9.87%	50万円
平成20・21年度	50,935円	9.24%	50万円
比 較	1,278円 増	0.63% 増	—

保険料の決まり方(計算方法)

保険料は被保険者ごとに計算されます。

被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の総所得金額等(注)に応じて負担する「所得割額」との合計額が保険料となります。

$$\text{保険料額(年額)} = \text{均等割額 52,213円} + \text{所得割額 [総所得金額等－33万円] × 9.87\% (基礎控除額)(所得割率)}$$

注)「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。

保険料は軽減される場合があります

☆均等割額の軽減について

○被保険者と世帯主(同一世帯内)の総所得金額等の合計額により軽減割合が決まりますが、公的年金等収入の場合は公的年金等控除後の額からさらに15万円を控除した金額で軽減の判定をします。

総所得金額等の合計額	軽減割合	軽減後均等割額(年額)
33万円以下の世帯(被保険者全員が年金収入のみでその額が80万円以下の世帯)	9割軽減	5,221円
33万円以下の世帯	8.5割軽減	7,831円
(33万円+24万5千円×世帯主を除く被保険者数)以下の世帯	5割軽減	26,106円
(33万円+35万円×被保険者数)以下の世帯	2割軽減	41,770円

注)1.世帯とは、4月1日時点の世帯(年度途中で75歳になる方、県外から転入された方等はその時点)が基準となります。

2.「33万円以下の世帯」の場合、原則は7割軽減ですが特別措置により平成22年度も8.5割軽減に拡充されます。

○後期高齢者医療制度に加入する前日までに、被用者保険(社会保険などの国民健康保険や国民健康保険組合以外の保険)の被扶養者であった方の場合、均等割額は9割軽減されます。(所得割額もかかりません)

☆所得割額の軽減について

○総所得金額等から33万円を引いた額が58万円以下の方(公的年金収入のみの場合211万円以下の方)の所得割額は5割軽減されます。

※保険料の詳細は、7月中旬に送付予定の「平成22年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」に記載しますので、ご確認ください。

後期高齢者医療被保険者証(保険証)の更新のお知らせ

現在の保険証の有効期限は平成22年7月31日までです。8月1日から使える新しい保険証は、7月下旬に郵送します。

後期高齢者健康診査のお知らせ

福岡県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療被保険者を対象に、生活習慣病の予防及び早期発見・早期治療を目的として健康診査を実施いたします。

5月中旬頃、後期高齢者医療被保険者全員に受診票と詳しいお知らせを送付いたします。

※平成22年6月以後に後期高齢者被保険者となる方につきましては、被保険者となる月(75歳の誕生日など)の月上旬に受診票と詳しいお知らせを送付いたします。

※受診には送付された受診票が必要ですので、大切に保管してください。

●問い合わせ先 健康福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線168)
福岡県後期高齢者医療広域連合 TEL 092-651-3111



健康福祉課

ポリオ予防接種のお知らせ

ポリオの予防接種は小児マヒを予防するためのもので、6 週間以上の間隔をあけワクチンを 2 回飲みます。毎年春と秋に集団接種を実施しています。

■日 時

日 程	5月27日(木)	6月10日(木)
受付時間	10:00～11:00	10:00～11:00
場 所	たいへいの里 研修室	げんきの杜 研修室

■対象者

生後満 3 か月から 7 歳半未満で、ポリオ予防接種を 2 回受けていないお子さん

■持ってくる物

母子健康手帳、予診票

(予診票をお持ちでない方は会場に用意しています)

●問い合わせ先 健康福祉課 健康増進係 TEL 72-3111(内線162)

身体障がい者(児)巡回相談

■日 時 6月9日(水)

■受付時間 9:30～14:00

■診察開始 10:00 ※障がい者ご本人が来場してください。

■場 所 豊前市総合福祉センター

■相談内容 肢体不自由の補装具費の新規支給・再支給・修理の要否判定、処方及び適判定 電動車いす、重度障害者用意思伝達装置については相談のみで、座位保持装置については、事前の調整が必要です。 耳鼻咽喉科(聴覚障害等)の相談、身体障害者手帳の診断書作成は行いません。

■持参するもの 印鑑、身体障害者手帳、補装具費再支給の場合は前回支給の補装具 補装具修理の場合は修理に必要な補装具

●問い合わせ先 健康福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線167)

日本脳炎の定期予防接種についてのお知らせ

日本脳炎の予防接種は、国の方針に基づき接種を見合わせていましたが、平成22年度から日本脳炎予防接種第 1 期の対象者に対し、新しいワクチンによる接種が再開されました。

対象者	標準的な接種年齢
1 期初回 生後 6 ヶ月～ 7 歳半(生後 90 ヶ月)未満	3 歳以上 4 歳未満 (接種回数/2 回) (接種間隔/6 日～28 日)
1 期追加 生後 6 ヶ月～ 7 歳半(生後 90 ヶ月)未満 (1 期初回終了後おおむね 1 年おく)	4 歳以上 5 歳未満 (接種回数: 1 回)

※町内実施医療機関は、上毛町診療所、野中内科クリニック、たかの内科クリニックです。接種をご希望する方は医療機関に必ず予約をお願いします。
また、県内の医療機関でも接種できますので、医療機関へご確認ください。

●問い合わせ先 健康福祉課 健康増進係 TEL 72-3111(内線162)

寝具洗濯サービス

在宅の寝たきり高齢者等に対し、寝具の洗濯(乾燥・消毒を含む)サービスを実施します。
利用を希望される方は、役場健康福祉課までお問い合わせください。

■利用対象者

次のいずれかに該当し、かつ寝具の衛生管理が困難な世帯

①概ね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯

②障がい及び傷病等により臥床※している方がいる世帯

※臥床・・・病気で床につくこと

■利用料 500 円(マットレスを含む場合は 700 円)

■申込期限 5 月 14 日(金)

●申し込み・問い合わせ先 健康福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線167)

子育て支援センターだより

支援センターで楽しくおしゃべりしませんか。
各種イベントも用意していますので気軽に遊びに来てください。

■ 開所日時
火～土曜日
9:00～17:00
(祝日は休館日です)



5月のイベント情報

13 ㊦ 10:00～12:00 手づくりおやつ 一口とうふドーナツを作ってお茶しましょう☆

- ※ 予約が必要です。6 日までに申し込んでください。プレイルームで託児します
- ※ 子どもを預ける際は、飲物など必要な物をひとまとめにして、名前をつけておいてください。
- ※ 9:50 までに託児の受付を済ませてください。

20 ㊦ 10:30～11:30 ベビーマッサージ&ママの骨盤ストレッチ

- ※ 予約が必要です。バスタオル・フェイスタオル各 1 枚、水分補給のための飲物(母乳でも可)をご持参ください。

27 ㊦ 10:30～11:30 リトミック教室

●申し込み・問い合わせ先 子育て支援センター(たいへいの里内) TEL 72-3130

九州周防灘地域定住自立圏共生ビジョンが策定されました

(平成22年 3 月 12 日策定・公表)

「暮らしの元気があふれる地方圏域」

九州周防灘地域定住自立圏共生ビジョンは、中津市を中心に定住自立圏を形成した本町をはじめ豊前市、築上町、宇佐市、そして豊後高田市の一体的な発展のため、圏域の将来像を明確にしたうえで、各自治体を実施すべき具体的な取り組み内容を示していくものです。協定関係者で構成した懇談会による検討を経て中津市が策定しました。計画期間は、平成22年度から5年間ですが、必要に応じて毎年度見直しを行います。

■主な施策

○生活機能の強化

- ①小児救急医療体制の確保・・・圏域で 24 時間 365 日受診可能な小児科救急医療体制を確保する。
- ②勤労者福利厚生対策・・・圏域の中小企業の従業員に対する共済金の給付や余暇活動に対する助成を行うサービスセンターの運営を行う。

○圏域マネジメント能力の強化

圏域自治体職員の資質向上のための合同研修の開催や、人材交流の推進、圏域外からの専門家の招聘等を行う。

○結びつきやネットワークの強化

- ①定住・移住促進・・・定住・移住促進のための空家等の情報を圏域内で集約し、共同で情報発信する。
- ②圏域内外の住民との交流・・・圏域の交通ネットワークを活用した広域観光ネットワークを形成し、圏域の観光振興及び圏域内外の住民との交流を推進する。
- ③広域道路網の整備・・・病院等圏域の生活機能を確保するための施設に対するアクセス向上のための道路整備や、広域的な道路ネットワークの整備促進を行う。

■定住自立圏構想とは

「集約とネットワーク」の観点のもと、地方に定住人口を確保するために圏域自治体が役割分担をしながら協力して取り組みを行う新しい枠組みのことです。圏域全体を活性化しようとするもので、「九州周防灘地域定住自立圏」は、中津市を中心に本町をはじめ、豊前市、築上町、宇佐市、豊後高田市で構成します。

●問い合わせ先 企画情報課 TEL 72-3111(内線120)

「大雨などの気象警報・注意報を市町村ごとに発表します！」

気象庁では、5 月 27 日(木)から、気象警報・注意報を市町村を対象として発表します。

例えば、上毛町に災害発生のおそれがある場合には、これまでは、上毛町を含む「福岡県」、「北九州地方」あるいは「京築」に対して警報・注意報を発表していますが、これからは、「上毛町」と明示して発表します。これによりお住まいの場所が警戒・注意の対象となっていることがわかりやすくなります。

なお、大雨や洪水などの警報・注意報は、NTT177 やテレビおよびラジオなどで放送などがされます。この際、読み上げ可能な文章の範囲内で伝えなければならないことや画面の文字数の制限により、NTT177 はこれまでどおりの地域でお知らせし、テレビおよびラジオにおいてもこれまでどおりの地域で放送される場合があります。

市町村ごとの気象警報・注意報の詳細な内容は、気象庁ホームページ(アドレス <http://www.jma.go.jp/>) や国土交通省防災情報提供センターの携帯電話サイト (<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>) に掲載します。

市町村を対象として発表する警報・注意報のイメージ図



いままでは…

福岡県を複数の市町村が含まれるいくつかの地域に分けて、警報や注意報を発表。

■ 大雨警報 ■ 大雨注意報



これからは！

市町村を対象区域として警報や注意報を発表。

●問い合わせ先 総務課 総務係 TEL 72-3111 (内線112) 福岡管区気象台技術部予報課防災係 TEL 092-725-3604

住民課

特設人権相談所開設のお知らせ

家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別など、悩みや困りごとがあったら、お気軽にご相談ください。なお、相談は無料で、秘密は固く守られます。

- 日 時 6月1日(火) 10:00～15:00
- 場 所 吉富町 フォーユー会館
- 相談員 法務局職員、上毛町、吉富町の人権擁護委員
- 問い合わせ先 住民課 生活窓口係
TEL 72-3111(内線144)

リサイクル講座

平成22年度
豊前市外二町清掃施設組合
リサイクル講座受講生募集

- 講座名 新聞バック作り
- 講座開催日 6月11日(金)午前10時から
- 募集人数 20名
- 申込期間 5月17日(月)～28日(金)
- 申し込み先
豊前市外二町清掃センター
(リサイクルセンター) TEL 82-2192

団員募集

福岡県海外戦没者慰霊巡拝団員募集

先の大戦における海外での本県出身戦没者の方々を追悼し、平和を祈念するため、慰霊巡拝団員を募集します。

- 【中国(雲南地域)】
〈上海、昆明、龍陵、松山、拉孟、騰冲、芒市 等〉
○期間:平成22年7月27日(火)～8月2日(月) 7日間

- 【ミャンマー】
〈ヤンゴン、カロー、インレー湖 等〉
○期間:平成22年11月9日(火)～11月16日(火) 8日間

- 定 員 両地域ともに15名
- 申込期限 両地域ともに平成22年5月31日(月)

- 申し込み・問い合わせ先
財団法人福岡県遺族連合会 TEL 092-761-0012

料理体験会

IHクッキングヒーター料理体験会

IHクッキングヒーターを使用した簡単な料理の実演会です。お気軽にご参加ください。

- 日 時 5月25日(火)10:30～13:00
- 場 所 げんきの杜(調理室)
- 定 員 6名
- 参加費 無料(エプロンのみご持参してください)
- 締め切り 5月20日(木)
- 申し込み・問い合わせ先
九州電力(株)行橋営業所 住宅電化担当:田中
TEL 0120-986-103

「子犬の譲渡会」開催

「子犬の譲渡会」開催

- 日 時 6月16日(水) 13:30～15:30
- 場 所 福岡県行橋総合庁舎第2会議室
(行橋市中央町1丁目2-1)
- 対象者 6月9日(水)開催の「これから犬を飼う人のための講習会」を受講した県民に限る。
- 申込み方法
○事前に福岡県京築保健福祉環境事務所衛生課に申し込んでください。(TEL 0930-23-2245)
- 募集人員 30名(定員になり次第締め切ります。)

採用試験

国家公務員中途採用者選考試験日程

人事院及び各府省では、国家公務員中途採用者選考試験を実施します。

- 受験資格 昭和45年4月2日～
昭和56年4月1日生まれの方
- 受付期間 6月22日(火)～29日(火)
- 1次選考 9月5日(日)

◎受験案内等の請求方法

返信用封筒(角形2号・A4判、140円分の切手貼付、あて先及び「中途採用」明記)を同封した封筒に、「中途採用請求」と朱書きし、下記問い合わせ先へ送付してください。

※5月10日(月)配布開始

- 問い合わせ先
人事院九州事務局第二課試験係
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1
TEL 092-431-7733 FAX 092-475-0565
URL <http://www.jinji.go.jp/>

5月のおすすめイベント

●ゴールデンウィーク大平楽イベント

5月1日(土)～5日(水)10:00～16:00
場所/大平楽 TEL 84-7654

GW真っ只中、1日(土)・2日(日)ふれあい動物園、2日(日)のど自慢大会、丸太切り大会、3日(月)「音楽の風」コンサート、親子バザー大会、4日(火)お菓子と農産物輪投げ大会、5日(水)お子様に風船アート、豆つまみ大会、4日(火)・5日(水)の2日間は、和風バーbecueや牛肉の炭焼きなど食のイベント盛り沢山!

※イベント内容については変更となる場合があります。

60歳からの
チャレンジ!!

まなびの杜受講者募集

(ふくおか高齢者はつつ活動拠点事業)

豊前築上地区に在住する60歳以上の方のための講座です。この機会にぜひ参加してみませんか?

さわやか講座
ボランティア実践講座(定員20名)

ボランティアをしたい方のための講座です

- 期 間 6月～7月の水曜日
- 時 間 10:00～15:00(昼1時間休憩)
- 場 所 豊前市中央公民館・リサイクルセンター・
豊前市総合福祉センター

受講料 無料です。気軽に参加してください。

- 第1回 6月2日(水) 開講式
講演 「ボランティアについて」
実技 新聞バックづくり
- 第2回 6月9日(水) 講演 「芸術文化伝承について」
実技 お椀づくり
- 第3回 6月16日(水) 実技 簡単アクセサリーづくり
- 第4回 6月23日(水) 実技 お菓子づくり
実技 フレームづくり
- 第5回 6月30日(水) 体験学習(大分方面)
- 第6回 7月7日(水) 実技 振り返り・実習前打ち合わせ
実習 交流会

- ◇ 講座終了後子どもたちとの交流を予定しています。
- ◇ 希望多数の場合は抽選いたします。

さわやか講座
書道ボランティア養成講座(定員20名)

小学校で書道ボランティアを
したい方のための講座です

- 期 間 6月～7月
- 時 間 10:00～12:00
(小学校訪問の日時はその都度お知らせします)
- 場 所 豊前市中央公民館・市内小学校
- 受講料 無料です。気軽に参加してください。

- 第1回 6月2日(水) 開講式・講演 「ボランティアについて」
- 第2回 6月7日(月) 小学校書道ボランティアの心構え・
実際に書いてみよう
- 第3回 6月中旬 小学校書道ボランティア見学
- 第4回 6月28日(月) 見学して感じたこと・実際に書いてみよう
- 第5回 7月上旬 小学校書道ボランティア実践
- 第6回 7月12日(月) 実践して感じたこと・実際に書いてみよう

- ◇書道道具をお持ちください。
- ◇講座終了後小学校で活動していただきます。
- ◇希望多数の場合は抽選いたします。

ふるさと講座

自分の趣味を広げ、知識を深めたい方のための講座です

物づくりコース (定員10名)	健康料理・お菓子作りや小物づくりにチャレンジしませんか 月曜日 10:00～12:00 6月～(10回)	受講料3,000円
健康コース (定員20名)	ストレッチと健康料理(2回) 月曜日 13:00～15:00 6月～(10回)	受講料2,000円
パソコンワードコース(定員20名)	ワード基礎を行います 月曜日 10:00～15:00(昼1時間休憩) 6月～(5回)	受講料3,000円
パソコンエクセルコース (定員20名)	エクセル基礎を行います 月曜日 10:00～15:00(昼1時間休憩) 7月～(5回)	受講料3,000円
パソコンでデジカメ活用コース (定員20名)	デジカメの画像取り込みなどを行います 月曜日 10:00～15:00(昼1時間休憩) 9月～(5回)	受講料3,000円
パソコンでインターネット・年賀状 作成コース (定員20名)	インターネット、年賀状作成を行います 月曜日 10:00～15:00(昼1時間休憩) 10月～(5回)	受講料3,000円
歴史コース (定員20名)	郷土史を中心に学習し、現地研修もあります 水曜日 10:00～12:00 9月～(8回)	受講料3,000円
絵手紙コース (定員20名)	葉書に絵と思いを描いてみませんか 水曜日 13:00～15:00 9月～(10回)	受講料4,000円

- ◇ 材料代、資料代等は別途かかります。
- ◇ 会場は主に豊前市中央公民館または豊前市総合福祉センターです。希望多数の場合は抽選いたします。

申込方法 各市町教育委員会、または豊前市中央公民館で申込書を記入してください。(電話での受付不可)

申込期間 5月21日(金)まで (定員に満たない場合は随時受付)

受講決定 受講生の決定は5月下旬、ハガキで本人に通知します

- 問い合わせ先 上毛町教育委員会 教務課 社会教育係 TEL 72-3111(内線173)
豊前市教育委員会 教育課 社会教育係 TEL 82-1111(内線1223)【塩田】
豊前市豊前市中央公民館 TEL 82-2402【竹内】